

○上市町立学校の教育職員に関する

業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

上市町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状 3
2. 目標 4
3. 計画の期間 4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて 7

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校を取り巻く環境の複雑化や多様化に伴い、学校に求められる役割が拡大し、教職員一人一人が担う業務は、質・量ともに増加しており、勤務時間を超えて働く教職員が多い状況が続いている。このことは、子どもたちの学びを支える教職員の心身の健康に影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質の低下につながる懸念される場所である。

長時間勤務を是正し、心身ともに健康に働くことができる環境があることで、教職員は子どもに寄り添い、子どもの学びに伴走していくことができるようになる。また、より良い教育活動を行うためには、教職員自身の資質・能力向上を図りながら子どもと向き合うことが重要であり、教職員の自己研鑽のための時間も必要となる。

上市町教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、「教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、教職員が心身両面の健康を維持しながら、学習指導や生徒指導などの教育活動に誇りをもって意欲的に取り組むことができる環境づくりを進める。

(2) 本町の現状

町では、令和2年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「上市町立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則」（以下「規則」という）を定め、これまでに学校開錠業務の見直しや水泳授業の民間委託、教員人材バンクの導入の他、部活動の地域展開等、教職員の負担軽減に取り組んできたところである。その結果、教職員の平均時間外在校等時間は大きく減少している。

≪平均時間外在校等時間：令和3年度 41.9時間/人・月



令和6年度 32.1時間/人・月（▲9.8時間/人・月）≫

本町における教職員の時間外在校等時間の令和6年度の状況は、以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校時間の状況】

※全教職員129名の、勤務延べ月数は、1,452月。

(Ⅰ) 延べ月数内、「月45時間以内」は1,118月で全体の77.0%。

(Ⅱ) 延べ月数内、「月45時間超」は334月で全体の23.0%。

※全教職員 129 名の中で

(Ⅰ)年間時間外在校勤務時間が、「360 時間以内」は、66 人で全体の 51.2%。

(Ⅱ)年間時間外在校勤務時間が、「360 時間超」は、63 人で全体の 48.8%。

(Ⅲ) (Ⅱ) の内、年間超過勤務時数が、「540 時間 (月 45 時間) 超」は、22 人で全体の 17.1%。

(Ⅳ) (Ⅱ) の内、年間超過勤務時数が、「720 時間 (月 60 時間) 超」は、3 人で全体の 2.3%。

これまでの取組による成果は見られるものの、年間時間外在校勤務時間が 360 時間を超える教職員が一定数見られることから、今後さらに学校における「働き方改革」を進めることによって、子どもと向き合う時間の確保や、ゆとりをもって授業の準備等に取り組むことができるようにすることが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・全教職員の 1 箇月の時間外在校等時間を多くても 45 時間以内とし、年平均 30 時間以内とする。
- ・全教職員の年間時間外在校勤務時間を 360 時間以内とし、その割合を 100% にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・管理職も含め、年間の年次有給休暇の取得日数を 15 日以上にする。
- ・教職員が、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できる環境を目指す。

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

※文部科学省の指針に基づく

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画の期間中、業務の見直し・適正化及び必要な環境整備等を進めるにあたり、以下の 1～4 の重点事項に取り組む。

重点事項1 業務改善の推進

【教育委員会の取組】

○文部科学省が求める「学校と教師の業務の3分類」について以下の取り組みを行う。

- ・「学校以外が担うべき業務」については、学校が当該業務を担わないようにするために必要な措置を講じるほか、地域住民や保護者が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの導入を拡充する。
- ・「教師以外が積極的に参画すべき業務」について、業務量の縮減、デジタル技術の活用を図りながら、事務職員及び支援スタッフその他の学校における教師以外の担い手のこれらの業務への積極的な参画の促進のために必要な措置を講じる。
- ・「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」について、業務量の縮減、校務のDX化の促進、教師と支援スタッフ等との効果的な連携・協働の促進など、教師の業務の負担を軽減するために必要な措置を講じる。

【学校の取組】

○「学校と教師の業務の3分類」に基づき、学校の実情に応じた業務の精選、優先順位の設定を行う。

- ・これまでのやり方にとらわれず校務分掌を見直し、教職員間の業務の偏りを平準化する。
- ・学校行事等について、児童生徒にとって本当に必要かどうか、学校が担うべきものかどうかの視点で行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化などを進める。
- ・勤務実態を把握し、一人一人の業務量を随時見直す。
- ・児童生徒の活動時間等の設定について、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行う。
- ・教育課程の編成・実施について、教職員の働き方に配慮し、児童生徒等の実態や各学校の指導体制を踏まえて、適切な年間計画を編成・実施する。

重点事項2 働く環境の整備

【教育委員会の取組】

- ・育児、介護など様々な状況を抱えながら勤務との両立を図ろうとしている教職員など、個々の教職員の状況に応じた柔軟な働き方が可能となるような環境の整備を推進する。
- ・ストレスチェックについて、すべての学校において適切に実施されるよう必要な措置を図る。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員等に医師による面接指導を実施する。
- ・メンタルヘルスに関する相談等を実施する。

【学校の取組】

- ・年次有給休暇について、連続取得を含む年間計画を作成するほか、教員人材バンクを活用するなど、教職員が取得しやすい環境を整備する。
- ・すべての教職員について、ストレスチェックを適切に実施する。
- ・時間外在校等時間が一定時間を超えた者や高ストレスと判定された者等に対して、医師による面接指導を奨励する。
- ・定期健康診断の結果に基づき、健康に異常が認められた者に対して、精密検査や必要な審査をうけるよう促す等の措置をとる。
- ・若手職員を支える体制を構築するため、若手職員と年齢が近い中堅教職員や経験豊富なベテラン教職員に気軽に相談できるような体制づくりなど、相談しやすい職場づくりを進める。

重点事項3 地域・専門人材の活用

【教育委員会の取組】

- ・授業の準備や後片付け、作品展示、環境整備、また学習評価や成績処理の補助等について、スクール・サポート・スタッフをはじめとした外部人材の活用を進める。
- ・ICT機器のさらなる利活用を進めるため、各校へICT支援員を派遣する。
- ・支援が必要な児童生徒・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門的知識・経験を有する人材の活用を進める。
- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応として、法的観点から指導・助言を行うスクールロイヤーの活用を進める。
- ・教員OBへの教員人材バンク登録の働きかけを積極的に進める。

【学校の取組】

- ・「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」について、学校内で整理し、地域人材や教員OBの協力を得る等、教職員の負担軽減を図る。
- ・支援が必要な児童生徒・家庭の状況に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門知識・経験を有する人材による、より効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教職員との協働を促進する。

重点事項 4 意識改革・理解促進

【教育委員会の取組】

- ・管理職を含め全ての教職員等に対して、「働き方改革」について理解を深める情報提供に努める。
- ・各学校における業務改善の取組状況を確認し、効果的な取組を図る。
- ・時間外在校等時間の把握とデータ分析等、各学校の状況を確認する。
- ・保護者や地域に対して、学校の「働き方改革」の取組について理解を深めてもらえるよう情報発信に努める。

【学校の取組】

- ・年度ごとに策定する教育計画や目標達成度評価書に、「教職員の働き方」を位置づけ、教職員の意識改革を図る。
- ・校内において、業務改善のためのワーキンググループや研修会等、若手～中堅教職員をはじめとした多様な意見を吸い上げ、具体化することのできる体制の整備に努める。
- ・教職員の在校等時間を校外や土日、祝日などにおける校務の他、持ち帰り時間についても、出来る限り把握する。

5. 今後のフォローアップについて

教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、業務の見直しや校長の指導にも関わらず、時間外在校等時間の長時間化が改善されない教職員については、年度途中であっても教育委員会が直接指導・相談を行う。

また、各学校における「働き方改革」の取組が進むよう、教育委員会が様々な機会を捉え保護者や地域に対して本計画の周知を図る。

各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教職員の「働き方改革」に向けた取組を実施し、その成果について教育委員会に報告する。